

実質化された人・農地プラン

※朱書き個所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	市山地区今田集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	24.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21.8ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.7ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当集落では、中心経営体が農地の引き受け・拡大意向を示しており、農地の利用調整を図っていくことが必要となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体(法人、個人)が担っていく。

当集落においては、担い手不在農地を引き受け、経営面積の拡大を志向する入り作者が存在する。今後、農地の集約化と中心経営体への位置づけを促進していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>■人材確保の取組方針 アンケート調査によれば、50%の割合で、集落外から人材の確保が必要と回答している。 当集落は、集落外の農業法人等の参入によるほ場整備事業の実現や集落外の人材(U・Iターン者等)を呼び込むなど、集落外からの人材確保に積極的である。 Iターン者の定着には至らなかったが、農業法人を含めた入り作者が、後継者不在の農地を集約するなど大きな役割を果たしており、引き続き既存の耕作者が営農を継続するとともに、必要に応じて、外部からの人材確保を図る。</p>
<p>■基盤整備の取組方針 アンケート調査によれば、50%の割合で、ほ場整備等の基盤整備は必要ないと回答している。 当集落は、ほ場整備(H20～H24、22.9h)が実施済みである。 しかしながら、当集落からは、コップスシステムの問題点(水が圃場全体へまわらない、水の入替えができず、水温差が生じないため米の品質が低下する等)や田面の均平作業に多大な労働時間を要すなどの問題点が指摘されている。 今後、行政と連携を図りながら、営農条件の改善に向けた検討を進める。</p>
<p>■新規・特産化作物の取組方針 当集落は、有機栽培による米、大豆、環境に配慮した米作りが実践されている。 また、アンケート調査によれば、水稻耕作者2名、大豆耕作者1名が作付拡大の意向を示している。 現時点では、現状の生産される作物による営農継続の意向が示されており、作付拡大に向けた農地の利用調整が課題となっている。</p>
<p>■鳥獣被害防止対策の取組方針 アンケート調査によれば、「集落全体を囲う防護柵を設置し、鳥獣の侵入防止を図る」及び「個別に防護柵を設置し、鳥獣の侵入防止を図る」が回答が多かった。 当集落では、ほ場整備に併せて、当集落の農地を囲う防護柵が設置済みであるが、整備後年数が経過し、補修が必要な個所が散見される。また、設置ができない農道の開口部からイノシシが侵入し、被害が深刻化している。 このため、防護柵の補修に取り組み他、開口部へのグレーチングの設置や超音波による対策など、効果的な防護方法等を研究、実践していく。</p>
<p>■集落の農業の発展に向けた取組方針 アンケート調査によれば、「近隣の担い手と協力し、集落の農地を守っていく」が62%、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」13%と回答するなど、回答者の78%が担い手と連携を取りながら、集落の農地を守っていく方向性が示された。 当集落は、中心経営体である認定農業者2経営体と入り作者が、農地の約7割を集積している。当面は、可能な限り既存の農業者が営農活動を継続するが、将来的には、中心経営体等の担い手へ集約していくことにより、集落の農業・農地を保全していく。</p>
<p>■その他の取組方針 当集落において、多面的機能支払交付金事業に取り組む協定組織の活動が、農地の保全に大きな役割を果たしており、引き続き集落内の営農活動を支えていく。 また、効率的な農業の実現、農業を生業とするには、一定の経営面積の確保と能力の高い農業機械の導入が必要であるが、導入コストの削減が課題となっている。このため、その経費支援の制度構築を行政に求めていく。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向 (概ね5年後)※聞き取りによる		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	2経営体		12.1 ha		12.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。